

## 第9回 北広島市外部評価委員会 会議録

日時：平成21年10月26日（金）

午前9時～11時05分

会場：本庁舎（2階）会議室

- 出席委員 麻生敏子 天羽 浩 小松直之 澤井将美 村川 亘
- 事務局 企画財政部 高橋部長  
改革推進課 高秀課長 西澤主査 川口主査  
財政課 中屋課長

### 1 開会

2 委員長あいさつ 只今から、第9回外部評価委員会を開催します。

### 3 議事

#### (1) 評価（案）の検討について

第8回委員会でのヒアリングによる評価案について、一件ずつ確認した。

ア 心身障がい児・者通所施設運営費補助金（保健福祉部 福祉課）

（委員長）点数については、34点で前回で検討しておりますので、評価意見に対して何かご意見ありますか。

特にないということで、この案のとおりにしたいと思います。

（全委員了承）

イ ミニディサービス支援事業補助金（保健福祉部 高齢者支援課）

（委員長）点数、評価について何かご意見ありますか。

なければ、この評価、意見等で取りまとめたいと思います。

（全委員了承）

ウ 幼稚園就園奨励費補助金（保健福祉部 児童家庭課）

（委員長）これについてご意見等ありますか。

なければ、この評価、意見等で取りまとめたいと思います。

（全委員了承）

#### (2) 本日の補助金等のヒアリング

ア 市道排雪補助金（建設部 土木事務所）

■説明：加戸部長・槌本所長・斉藤主査

イ 私道除雪補助金（建設部 土木事務所）

■説明：加戸部長・槌本所長・斉藤主査

ウ 中小企業特別融資利子及び信用保証料補給金（経済部 商業労働課）

■説明：大道部長・田中課長・阿部主事

#### (3) 第8回 外部評価委員会「会議録」の確認及び承認について

会議録について、承認された。

#### (4) 第12回の委員会日程について

第12回目については、12月21日（月）の午前9時からの開催とした。

#### (5) その他

### 4 閉会（11：05）

## 本日の補助金等ヒアリングから

### ア 市道排雪補助金(建設部 土木事務所)

(委員C) いま、自治会の団体数はどのくらいあるのか。

(担当課) 全市で158団体です。

(委員C) 158団体のうち56団体が交付を受けているが、後の団体はどうしているのか。

(担当課) 自治会数には、市街化調整区域内の町内会も含んでおり、市街化区域については、132団体ある。そのうち団地等の集合住宅の町内会もあり、この排雪事業を実施しない団体を除くと99団体が対象となり、実施率が58.6%となる。

(委員C) 残りの団体は、町内会で一致した協力をなかなか得られないのか。

(担当課) 各団体で条件があり、例えば道々や市の幹線道路に面する自治会ですとか、そういうところは土木現業所や市で排雪を実施するので、不公正さと言うか、町内会での調整がなかなかつかないところがあると聞いている。後、負担金額の問題で理解を得られないとも聞いている。

(委員C) 今後、21年度から1km当たり59万円の費用になるのか。

(担当課) 22年度からです。ただ、59万円にしますと今の金額との差が大き過ぎるので、段階的に上げていきたいと考えている。

(委員C) 財政的に緊迫していく状況の中でいつまでも1/2というのはいかがか。いろんな諸事情、近隣市の状況等も勘案して補助率を下げる検討もしてはどうなのか。

(担当課) これから高齢化がどんどん進んでいくので、例えば団地の中で、間口の除雪も何とかしてほしいという要望が非常に多いです。

(委員C) そこは、町内会単位のボランティア精神等で協力をさせていただくように、実態として、町内会にも加入しない、排雪費用の一部負担もしないなどいろんなケースが結構出てきている。要は払わなくても済む訳で、不公平感が生じている。もう少し住民に負担をかけるようなお願いをし、住民本位の形に戻していく、そこに若干の市の補助をしていくことでも良いと思う。

一般住宅で融雪層を設置している家庭もあり、1/2の補助が固定観念で実施することはないと思う。

(事務局) 今、実施率が5割で、100%になったら5千万円ですから、大変なことです。59万円に見直すというが簡単にはならないと思う。

(委員長) 59万円になったら、単純に計算すると1世帯いくらになるのか。

(担当課) 実績では59万円ですが、原則排雪の幅が6mとなっているので、実際にはもう少し多く排雪している実態があり、それを加味して52万円程度の見直しを今のところ考えている。そうなると一世帯当たりの負担額が220円程度増えることになる。

(委員C) 町内会では排雪の実施する時期等問題になっていて、役員の方が非常に困惑している話を聞く。

(担当課) 当然、一番雪の多い時期に皆さん集中するので、ダンプや除雪車の台数、業者の数にも限りがあり、どうしても調整していただいている。

(委員長) 現場の中では補助率を1/2から他の検討や見直しはあるのか。

(担当課) 具体的には補助率の改定までは検討していない。

(委員C) 補助率を1/3から1/2にした時に何かコンセプトはあったのか。

(担当課) 議会等で住民の負担が多いので1/2にしてはどうかという議論をされたことから1/2の補助になったと聞いている。

(委員A) 事業名が市道排雪となっているが、もともと市道であれば、住民が負担するものではないのではないか。

(担当課) 考え方ですが、石狩市は全部市が排雪している事例もあるが、実際には、市で全部排雪すると1億円以上かかる。

(事務局) 50%の半分しか実施していないので、2千7百万円ですので、4倍の事業費、一億円以上となります。市道ですので、当然管理者は市です。

(委員A) 市道排雪の中には実際に、住宅部分の排雪も入っているから住民負担が出ているのか。

(担当課) 原則としては宅地の排雪は含まないことにしており、あくまでも市道部分の排雪と言うことで実施している。市道に降った雪の排雪と言うことです。

市の除雪は、住宅地内は3.5~4m位の車道しか冬期間は確保できない。もともと住宅地の道路は1車線道路ですから、後、利便性を確保するために市民の方が自主排雪をしており、それに対して補助している。

(委員A) 市道に面していない方はこのサービスを受けられないのか。

(委員C) 団地の中は全部市道に面している。私道は別ですね。

(担当課) 私道は別に制度があります。

(委員A) いずれにしてもサービスは受けられるのですか。

(事務局) そうです。基本的に市道の除雪は市で実施し、幹線道路、準幹線道路も市で排雪を実施している。住宅地の生活道路は市では排雪を出来かねますと、そこで、パートナーシップということで市と町内会等で半分ずつ負担して排雪しませんかというのがこの制度の趣旨である。

(委員C) 市の財政的にゆとりがあればいいが、先程の考えになるのです。

(委員長) 未利用団体でも本当は実施してもらいたいが、町内会の意思がまとまらないから、実施できない。そこが問題だと思うが、パートナーシップであれば、町内会に全部任せてもいいものなのか。町内会が板挟みになって苦労しているのを聞いていたが、市側でそういう問題の解決方法はないのか。

(担当課) 私の町内会も実施していない。長年、排雪を実施するか否かで問題となっているが、幹線道路に面している方は不便を感じない、内側の方も自分で融雪層を設置したり、小型の除雪機をもっているとか、いろんなパターンがあり、地域によってもいろんな考え方もあるので、その中に行政からどうですかと入ってはいけない。

(委員長) 個人での排雪に対する考え方は何かないのか。団体が対象だから、救済されない訳で、選択の幅をもう少し広げて提示する必要があるのではないか。

(事務局) その通りだと思う。江別では1戸3万円の事業費でそれに対して補助するという考えもあるし、現実には西の里の方は、個人で業者に排雪をお願いしている人もすごく多いです。いろんなパターンでいろんな問題があることから、総合的に除雪のあり方について整理をして方向性を出す時期に来ていると思う。

(担当課) 個人で排雪を業者に委託されている方がすごく増えている。1シーズン3万円位で実施されている。1週間に1度くらいは来ている。

(委員A) 宅地の排雪は入らないのか。先程の3万円は宅地の排雪か。

(担当課) 個人の宅地は対象にしていません。市道の雪も宅地内の雪も排雪しています。

(委員A) この事業は市道の排雪を対象とし、宅地の排雪は対象にしていないのか。

(担当課) 原則はそうです。実際は、作業車が来ると宅地の雪も出している。市としてはその様なことはやめて下さいと言っているが、なかなか原則通りには実施されていない。

実際には、6mではなく、施設帯ぎりぎりまで排雪しており、その時に宅地内の雪まで排雪しているのが実態である。

(委員A) 道路に面していない場合は、排雪しないのか。

(担当課) 市道か私道かは別にして、住宅は必ず道路に面している。

(委員A) 50%の半分しか実施していないというのは、公平性から見て問題がないのか。

(担当課) 市が強制するものではないので、あくまでもパートナーシップで住民と協働で実施する形です。

(委員A) 自己負担で実施している人もいるのか。

(担当課) そうです。車が一家に2・3台あるところは、駐車スペースを確保するために、週1回全部排雪してもらう形になっている。そういう家庭が増えている。

#### ○ 方向性の確認 ～ ヒアリング後の協議

- ・ 継続で必要な事業である。
- ・ 希望者はもっといるだろうが、受け入れの町内会を含めたそれぞれの団体の事情から受けられないところもある。
- ・ 高齢化が進んで、潜在的な希望がかなりあり、これにどう対処するかが課題だ。
- ・ 難しいことは理解するが、市が選択肢をもう少し広げるべきだ。
- ・ 1/2の補助率は世帯当たりの2千円強の負担金が大幅に増額になるのではなく、220円のアップでやむを得ない。
- ・ 問題はいかに公平性を確保するか、もう少し知恵を絞ってほしい。
- ・ 個人の排雪の斡旋とか、小グループの斡旋とか、最低限10戸集まれば補助しますとか、その様な補助もあるのではないか。
- ・ 町内会費を集めていて、その中から少し出費してもらい、幹線に面している世帯は排雪費を払わない、完全に排雪してもらう件数で割って、それで支払いをしている。
- ・ 町内会が成熟してくるとその様な方法で出来るのでしょうが、町内会でまとめきれない。
- ・ 札幌市では一切しないので、全額自己負担で排雪している。そういう方法もあると思う。
- ・ 公益性が50%くらいなので、認められるかと言うと微妙ではないか。
- ・ 適格性で特定の者が受益を受けていることになるので、評価上問題がないとはならない。
- ・ 必要性では排雪事業よりも私道の除雪事業の方がむしろ優先する。
- ・ 市民生活の安全・安心と言う意味合いがあるので、公益性は高い。
- ・ 実際に排雪しないからいろんな障害が出て困るというものでもない気がするので、1/2の補助率を1/3に下げて住民負担を増やしてもいいと思う。
- ・ 道路幅によって、本当に1車線がやっとで、大きい車は通行できなくなる道路も結構あるので、1年に1回は排雪してもらいたい。
- ・ 個人で排雪を委託すれば3・4万円かかる訳で、市の補助で個人負担が2・3千円で済むというメリットがあることを町内会でもっと説得してもらえるといい。
- ・ 対象の町内会等が現行の50%より増え70%になると総体の事業費が増える訳ですから、現行の1/2の補助率でいいのかという議論は出てくる。

## イ 私道除雪補助金（建設部 土木事務所）

（委員C）当市の場合はどういう私道が多いのか。

（担当課）市道に認定されていない道路、市街化調整区域で行き止まり道路等が多いです。

（委員C）地域的に輪厚、大曲に多いのか。

（担当課）地域的には全市です。公道から奥まったところが多いです。

（委員D）この補助は個人ではなく、団体が対象ですか。

（担当課）2戸以上の団体が対象です。

（委員D）補助が減ってきているのは、市道が増えてきているのか。

（担当課）市街化調整区域から市街化区域になったところもあり、大曲幸地区も今整備している。

（委員長）従来は2戸以上あったが、今は1戸であるというところは対象にならないのか。

（担当課）「特に市長が認める場合はこの限りではない」ということで対象にしているところもある。冬期間の生活維持は最優先ですから、高齢化も進んでおり、1戸だから対象にしないことにはならないと思う。

（委員A）「公共性の高い市道」と書いてあるが、公共性は必要なのか。

（担当課）私道でも単なる個人のための取付道路などは対象外としており、個人以外の人も通行する道路と言う考えです。

（委員長）札幌が全然実施していないのは、区域が広すぎて負担がかかるからなのか。

（担当課）その理由までは掌握していない。

（委員A）事業費が年間2百万円位しかないが、こんな金額で済むものか。

（担当課）はい、そうです。

（委員B）補助の負担率が2/3になっているのは、排雪の場合は1/2ですが、除雪なので金額が高いからということか。

（担当課）生活維持を大前提にしており、排雪補助の場合はより良い利便性のために実施しているということで1/2にしている。

（委員C）石狩市の場合、市道の排雪も私道の除雪も全部市が実施している。石狩市は浜益と厚田と合併していますね。全部できるのですか。財政的にはどうなのですか。

（事務局）あまり豊かではないです。港も抱えているし、基本的には地方交付税で見られているが、豪雪地帯は特別交付税が入りますので、面積も広く、当市よりははるかに多い。

（委員A）受益者に当たる世帯と言うのはどのくらいあるのか。

（担当課）194戸で、1戸4千円の負担を超えた場合には市が負担している。

（委員B）降雪量に応じて除雪をするのですか。

（担当課）市の除雪基準と同じです。

（委員B）「補助率を見直す必要がある」と書いているが、これはどういう意味なのか。

（担当課）今は2/3と言う補助であるが、負担の公平性から行くと1/2かなと考えていることから、今検討中である。

（事務局）市で補助金の交付基準を作りまして、補助金の基本的な基準として1/2と言う考えを出しており、それを超えるものについては、できるだけ早い時期に1/2にするという考えを出しています。

（委員A）公道の排雪は補助でやって、私道の排雪は別の事業でやっているのか。

（担当課）幹線道路の排雪は市で実施しているが、一般の除雪は市で実施している。私道の排雪は実施していない。市道の除雪で昨年度の実績は除雪費が3億円強であるが、1世帯当たり1万4千円位の金額になっている。市街化区域も、市街化調整区域も同じ位の負担にな

っている。私道については更に負担をすることになっている。

(委員A) 私道の場合は実施しないと道路が通れないということですか。

(担当課) その通りです。

(委員A) 必要性ではこちらの方が高いということか。

(担当課) そうです。生活維持のためには絶対必要なものである。

(委員A) 先程の1/2の補助でいいのではないかと言うのは違う気がしますが。

(委員長) 札幌の場合は、そういう地域に住んでいてももとの確保が違うのか。

(担当課) 札幌の場合は、市街化区域でも8m未満の道路は除雪していない。当市は市道であれば除雪はします。

(委員長) 区域が広いからですか。費用対効果や予算の関係からですか。

(担当課) 予算の関係ではないかと思う。

(委員B) 今は4千円の負担ですが、補助が1/2になった場合いくらくらいになるのですか。

(担当課) 基準として今は2/3で4千円の個人負担と2段構えになっていることから今考えているのは、その4千円の負担を6千円にするとかできないかと検討している。

単純に4千円の枠をそのままにして、2/3の場合ですと6,213円が平均であり、これを1/2にした場合、6,548円と言うことで、4千円の枠が同じであればそれ程の負担にはならない。

#### ○ 方向性の確認 ～ ヒアリング後の協議

- ・道路の除雪ですので、公益性・必要性はあり、やらなければならない事業であると思う。
- ・個別のケースをそれぞれ検討しないと非常に難しい。
- ・1戸であろうが、2戸以上であろうが除雪をしなければ生活に支障が出るのであれば、市で実施すべきである。
- ・対象が2戸以上で公道から15mでも対象となり、1戸で公道から30mであれば対象外と言うことになり、公平性から見ればおかしなことになり、その置かれている状況によっていろいろなケースがあるから、この制度は難しい。

ウ 中小企業特別融資利子及び信用保証料補給金（経済部 商業労働課）

（委員C）今、融資残高はどのくらいあるのか。

（担当課）今年の9月現在、716,649,416円である。

（委員C）預託の額に近い残高になっているのか。

（担当課）そうです。6億円に近づいたのが、昨年12月で5億72百万円になり、増額しました。

（委員C）保証料率は0.8ですか。

（担当課）当市は9段階に分かれており、0.7～1.22の間で、その中間で0.9当たりが多いと聞いている。

（委員長）焦げ付きはどのくらいあるのか。

（担当課）平成20年は、3件です。19年は2件です。今年はまだないです。金額は把握していない。

（委員長）被害の件数は順当の件数ですか。少ないと言うべきですか。

（担当課）数件の範囲で来ている。

（委員C）実際に融資の申し込みがあって、融資の普及率はどのくらいなのか。

（担当課）申し込みの件数自体を把握していない。

（委員C）申込件数が何件あり、融資件数が何件で応諾率がどの位なのか、どれだけの効果があるのか把握しないとイケないのではないかと。銀行も保証協会もかなり厳しくなっている。保証協会は保証額に対し再保証をかけているので、実損の影響は余り無いが、金融機関は代弁することになり応諾率が低くなっているのではないかと。

（担当課）金融機関で教えてくれるかどうか。

（委員C）商工会に聞いたら分かる。斡旋融資ですから、まず商工会に申し込みをして、商工会で記入項目を確認して金融機関に提出するので、そこで否決になれば戻ってくるはずですよ。

（委員長）商工会でOKして、断られるケースもあるのか。

（担当課）最終的には金融機関で判断しますので、責任共有制度ができた段階から金融機関の審査が厳しくなって、その段階で市の融資自体もあまり利用されなくなってきたのが現実です。その時に出てきたのがセーフティネット100%保証と言うことで、金融機関はセーフティネットを利用しなさいと中小企業に働きかけをしたと聞いている。その責任共有制度自体が法的にできたことから、少しでも借りやすくするために、今回、小口ができたのですが、下げられるかどうかというのが、どういう見方をすればいいのか。

（委員C）結局、代弁件数ですとか代弁率が上がることによって、保証協会から金融機関に対する見方に影響が出てくると。だから小口融資ではなく、他にいろんな制度融資があり、そちらの方に響いてしまう恐れもあるので、金融機関としては、それなりの審査をすることになる。

それと協会の方は、北海道信用保証協会だけではなくて、全国に保証協会があることから、そことの比較をしながら、できるだけ事故率を引き下げていきたいとの思いがあり、保証協会も審査が厳しくなる。年々厳しくなっているというのが実態です。その辺の実態を踏まえると実際に制度を利用したくても、結果的に利用できなかった中小企業者が、どの位いるのか、こういう制度がありなおかつ補助金を出している訳ですから、預託でやっている訳ですから、ある程度把握していくことが必要ではないかと。

（担当課）商工会の窓口では、だめですよと言うことはしない。それで、金融機関と相談して、市の制度融資が一番安いですから、制度融資を使って下さいと言うことで勧めたとしても、

金融機関の方では、セーフティネットを使いなさいと言うことは現実にあります。

(委員A) 実際に、分母をつかむのは無理な話ですか。

(担当課) 実際に何件だめだったかと、指導員が2人いて、必ずどちらかが担当しますから、金融機関と話をしてだめだったと、良かったとか、だめだったというのはそんなにないです。

ただ、一番利用してもらいたいのは、まずは市の融資制度です。

(委員C) だから、結局一番使いやすいものがだめだったら、他に使えるものがないのが常識ですね。

(担当課) それでできてきたのが、セーフティネットなのです。

(委員C) そのセーフティネットでさえもだめだというケースがあった場合には、他はもう使えない訳ですから、ですから、少なくとも申し込みをして結果的に利用できなかった事業者は、件数的に総体でどのくらいあるのかは、やはりつかむべきではないか。

商工会でわかりますので、毎年10・11月頃を開催している金融懇談会の時に、各金融機関からそういう状況を聞いた方がよいと思う。

#### ○ 方向性の確認 ～ ヒアリング後の協議

- ・制度を利用したくてもできなかった件数を行政として把握しておらず、どういう状況なのかわからないし、より利用される制度にするためには、その辺を検討する必要があると思う。

- ・金融機関にとってはセーフティネットの方が市の制度より良いということで、中小企業者に進めているのが実態。

- ・セーフティネットは100%保証協会の保証であり、市の制度は20%金融機関の保証であるので、セーフティネットを勧めるが、保証協会は100%保証なので、それなりの審査をするということが厳しくなる。

- ・制度としては中小企業者にとって非常にいい制度ではある。問題は、市内の中小企業者がどういう実態にあるのかを把握しながら、この事業を実施していくことが必要である。